



茨城労働局発表
平成28年8月30日(火)

【照会先】(項目1について)
茨城労働局労働基準部賃金室
室長 栗原 由明
室長補佐 柳橋 清美
(電話) 029-224-6216

【照会先】(項目2、3について)
茨城労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 小林 謙
助成金係主任 小橋 孝博
(電話) 029-277-8294 (8295)

茨城県最低賃金額が改正されます

10月1日から時間額771円(24円引き上げ)へ

《ポイント》

茨城県最低賃金額が「時間額771円」となり、10月1日(土)から適用となります。

<項目>

- 1 茨城県最低賃金額の改正について
- 2 業務改善助成金の運用が見直されました
- 3 最低賃金「ワン・ストップ[®]無料相談窓口」をご利用ください!

1 茨城県最低賃金額の改正について

茨城地方最低賃金の改正については、本年7月7日、茨城労働局長(西井 裕樹)から茨城地方最低賃金審議会(会長 武田 隆志)に対し諮問を行いました。同審議会は審議の結果、現行の時間額747円を「24円」引き上げて771円(引上率3.21%)に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて茨城労働局長は、茨城県最低賃金額を時間額771円と決定し、9月1日官報公示を行う予定です。これにより、最低賃金法第14条第2項の規定に基づき公示の日から起算して30日を経過した日である10月1日(土)から効力が生じることとなります。

茨城県最低賃金は、原則として、茨城県内で働く常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。今後、茨城労働局においては、改正後の茨城県最低賃金について、県内の事業場はもとより広く県民に周知を図ることとしております。

2 「業務改善助成金」の運用が見直されました

「業務改善助成金」とは、最低賃金引上げ支援のための助成金で、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度です。

【支給要件】

- ① 事業場内で最も低い時間給 1,000 円未満の労働者（雇入れ後 6 月を経過していること）の賃金を 60 円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。
- ② 業務改善（労働能率の増進に資する設備・器具の導入等）に係る計画を作成し、実施すること。

【支給額】（60 円引上げの場合）

- 労働者数 31 人以上 … 導入等に要した経費の 2 分の 1（上限額 100 万円）
労働者数 30 人以下 … 導入等に要した経費の 4 分の 3（上限額 100 万円）

■ 運用の見直し ■

最低賃金公示日以後に賃金引上げを実施する場合、発効日前日までに実施する場合は、**「公示前」の最低賃金額**を基準に 60 円以上引き上げるよう、運用の見直しが行われました。

…【別紙】参照

（※従前…最低賃金公示日以後は「公示された最低賃金額」を基準に 60 円以上引き上げる）

3 最低賃金「ワン・ストップ無料相談窓口」をご利用ください！

業務改善助成金の
ご相談もお受けします

～ 従来の電話相談のほか、**茨城労働局で週 1 回出張相談コーナーを開設** ～

中小企業事業主が、“最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げ”を行うにあたり、

- 賃金・労働時間制度、安全衛生管理体制などの見直しを図る、
- 生産方法や販売方法等の改善を通じて賃金支払能力の向上を図る、

などの労務管理・経営についての課題や、「業務改善助成金」の活用に係る相談などに対応する「最低賃金ワン・ストップ無料相談窓口」として「茨城県最低賃金総合相談支援センター」を開設し、**無料電話相談**を実施しているほか、ご要望に応じ「社会保険労務士」や「経営コンサルタント」などの**専門家を無料で派遣**し、事業場の実態を把握・分析した上で、具体的な解決手法を提案します。

新規
開設

また、**9 月 20 日から、茨城労働局**（水戸市宮町 1-8-31 茨城労働総合庁舎）において、**週 1 回（毎週火曜日 9:00～12:00、13:00～17:00）、出張相談コーナーを開設**します。

【ワン・ストップ無料相談窓口の名称・連絡先】

茨城県最低賃金総合相談支援センター

☎0800-800-4864（通話料無料）

開設時間… **9:00～17:00**（月～木・土）、**9:00～19:00**（金）

※日・祝・年末年始は休業

※本事業の受託先である茨城県社会保険労務士会（029-350-4864）でも相談をお受けします。

<添付資料>

別紙：業務改善助成金の運用見直し

参考：最低賃金ワン・ストップ無料相談